

令和5年神審第2号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年5月19日10時28分

和歌山県田倉埼西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 5.8トン

登録長 9.93メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 405キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室の前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置並びにGPSプロッター及び魚群探知機両画面を並べて表示できるレーダー2台をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.7メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年5月19日05時30分大阪府阪南港第3区を発し、田倉埼南東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、前示釣り場に到着して釣りを行ったものの、釣果が思わしくなかったため、田倉埼北方沖合の釣り場に移動することとし、10時24分半少し前田倉埼灯台から150度（真方位、以下同じ。）920メートルの地点を発進すると同時に針路を275度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

ところで、田倉埼西方沖合には、海岸線に沿って約200メートル沖合まで干出浜及び水深2メートル未満の浅所（以下「田倉埼西方沖合浅所」という。）が拡延し、AのGPSプロッターには、田倉埼西方沖合浅所が表示されていた。

釣り場を移動するにあたり、a受審人は、田倉埼西方沖合浅所の正確な位置を把握していなかったが、海岸線から100メートル以上離れて航行するので、浅所などはないものと思い、作動中のGPSプロッターで予定進路上の水路状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a受審人は、同乗者が操舵室内で休息する中、舵輪後方の椅子に腰掛けて操船に当たり、10時26分田倉埼灯台から185度750メートルの地点に至り、針路を352度に転じ、田倉埼西方

沖合浅所に向首して続航中、10時28分田倉埼灯台から229度200メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を伴う凹損及び擦過傷を、プロペラ及びプロペラ軸に曲損等をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、釣り場を移動するにあたり、水路調査が不十分で、田倉埼西方沖合において、同埼西方沖合浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、田倉埼南東方沖合の釣り場から同埼北方沖合の釣り場に移動する場合、田倉埼西方沖合浅所の正確な位置を把握していなかったのだから、作動中のGPSプロッターで予定進路上の水路状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、海岸線から100メートル以上離れて航行するので、浅所などはないものと思ひ、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、田倉埼西方沖合において、同埼西方沖合浅所に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月20日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広